

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「及び事業所税」を「, 事業所税及び宿泊税」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(会計室)